



NVOCC



AFR担当者様

出港前報告制度について

出港前報告制度(AFR)は、テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から、詳細な積荷情報を税関に報告することを義務付ける制度です。

外国からのコンテナ貨物を日本に卸す場合、原則として**船積港出港の24時間前まで**に積荷情報をNACCSを通じて税関に報告する必要があります。

不適正な報告は、税関によるリスク分析の妨げとなるだけでなく、報告義務者や荷受人などの関係者にも不利益を与える恐れがあります。以下に示す不適正な報告の具体例も参考に、適正な報告にご協力ください。

また、出港前報告後に税関からは是正を求める通知がなされる場合がありますので、出港前報告後も、定期的に情報を確認して対応をお願いします。

適正な報告ができていないケース

・ 報告期限までに報告がされていない。

報告期限までに報告がなされなかった場合には、船卸港を管轄する税関から船卸しの許可を受けなければ、**船卸しをすることはできません**。

また、報告期限までに報告がなされない場合又は偽った報告がされた場合には、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処せられる可能性があります。

・ NACCS用船会社コード（SCACコード）が誤って登録されているため、ハウスB/Lが提出されているか、税関で確認できない。

AHR等でハウスB/L情報登録時に関連するマスターB/LのSCACコードが正しく入力されないまま報告されることが散見されます。その場合、税関において当該ハウスB/Lが把握できないため、AHR等で情報登録時にはマスターB/L番号およびSCACコードをよくご確認の上登録をお願いします。

・ SCACコードが重複入力されたことにより不一致となった事例

AMR : ABCDXXXX

AHR : **ABCD**ABCDXXXX

・ SCACコードの相違により不一致となった事例

AMR : ABCDXXXX







AHR : **WXYZ**XXXX

*AMR : マスターB/Lの出港前報告業務 *AHR : ハウスB/Lの出港前報告業務

・ 報告内容に不備がある。

報告内容に不備がある場合、船卸一時停止を要求することがありますので、内容をよくご確認ください。情報登録をお願いします。

・ よくある報告内容の不備

| | | | |
|--|---|---|---|
|  |  | Case1 JAPAN | 国名のみ |
| | | Case2 CHIYODA KU TOKYO | 都道府県名や市区町村名のみ |
| | | Case3 1-1, 3 CHOME | 番地のみ |
| |  | 1-1, 3 CHOME KASUMIGASEKI CHIYODA KU TOKYO | 住所欄には海外の場合は、州・省・都市・通り・番地・建物等、日本の場合は都道府県・市区町村・町域・番地・建物等を正確に入力してください |
|  |  | Case1 PHONE | 数字が入力されていない |
| | | Case2 TEL:(0)3-1234- | 電話番号が途切れている |
| | | Case3 111111 | 連続した数字が入力されている |
| |  | 1987654321 0312345678 09012345678 | 電話番号欄は14桁まで入力できます。 「TEL:」等、不要な記号は入力せず数字のみで市外局番からの入力をお願いします。国番号も不要です。 |

財務省関税局・税関

問い合わせ先（出港前報告制度）

Mail tyo-chosa-jizen24@customs.go.jp

Tel 050-5865-2376

制度の詳細はこちら ⇒



Web http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/index.htm